

令和2年度 第3回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 令和2年10月13日(火) 午後2時から
- 2 開催場所 文化フォーラム春日井2階 会議室A・B
- 3 出席者 委員 会長 木全 和巳(日本福祉大学)
副会長 田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)
三輪 裕子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)
河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)
黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)
石黒 丞(春日井市社会福祉協議会)
市川 潔(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)
山本 恒子(春日井保健所)
飯塚 美由紀(春日井公共職業安定所)
伊藤 徹(春日台特別支援学校)
渡邊 壽(公募委員)
近藤 裕美(公募委員)
事務局 障がい福祉課長 中山 一徳
同課長補佐 勝 千恵
同課長補佐 清水 栄司
同課障がい福祉担当主査 梶原 綾
同課認定・給付担当主査 加藤 寛之
同課主任 井上 大輔
欠席者 小河 義明(愛知県医療療育総合センター)
傍聴者 5名

4 議題

- (1) 第5次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について

5 配付資料

- 資料1 第5次春日井市障がい者総合福祉計画における基本理念案
- 資料2 第5次春日井市障がい者総合福祉計画中間案
- 資料3 前回(第2回)春日井市障がい者施策推進協議会 主な意見と対応
- 資料4 障がい福祉サービス等の活動指標

6 議事内容

【事務局(中山)】 (会議成立の要件等の報告、資料確認)

【木全会長】 本日は、中間案について委員の皆様よりご意見をいただき、パブリックコメントに向けて提示できる形にしていきたいと思っています。

<議題（１）第５次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について>

【木全会長】 まず、基本理念案を選んでいただいた結果の報告を事務局よりお願いします。

【事務局（梶原）】 案１「障がいのある人が 安心して自立・共生できる まちづくり」が５名、案２「障がいのある人が 自立・共生できる 安心と温もりのまちづくり」が４名、案３「障がいのある人が 共生できる 安心と温もりのまちづくり」が３名でした。

【木全会長】 それでは、「案１ 障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」で進めさせていただきます。

【事務局（梶原）】 （引き続き、議題（１）第５次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について、資料２に基づき説明）

【河野委員】 43 ページの「現状と課題」において、家族へのアンケート調査結果で支援する上で「心身が疲れる」という回答があり、「取り組み」でも連携の必要性を思わせる記述がありますが、自立支援協議会の中でも「連携は必要」としか言われておりません。「連携」について具体的施策を挙げられないかと感じました。

55 ページからの「３ 保健・医療」の新型コロナウイルス感染症に関して、施策若しくは取り組みの中で大きく連携することはできませんか。障がいのある人達の生活は様々な機関の関与が不可欠で、「所管部署が」とばかり言って時間だけが経過していくことを歯がゆく感じています。ひとつの項目として「連携の構築」「連携の必要」を施策や取り組みに入れていただきたいです。

72 ページの「③見守り活動の充実」「ア 見守り活動の体制強化」は孤立防止も含めての見守りだと思いますが、地区社協の活動の中で障がいのある人を対象とした活動はあまり聞かないので、果たしてこの中に障がいのある人が取り込まれているのか心配です。

53 ページの「③教育環境の充実」「ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援」に「未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます」とありますが、ここに保育園や相談支援の関係者が関わることはできませんか。それまで生活していたところと、今後引き受ける学校とのコミュニケーションが図られると良いと思います。

46 ページの「②地域生活支援事業の充実」に地域活動支援センターについて記載されていますが、生活介護や就労継続支援など週５日通って活動をしている事業所と、土日の余暇的な活動をしている事業所の２種類あるかと思えます。アンケート結果によると後者が不足しているようですが、これらを区別して書いてはどうでしょうか。

感染症について、家族が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者になった場合、残された障がい者がどうなるのか気になりますので、道筋を明確に出していただきたいです。

39 ページの重点目標では差別や虐待に関して書かれていますが、当事者にも見ていただきたいので分かりやすい言葉にして欲しいです。「障がいに対する理解を促進する啓発等を行います」とありますが、障がいは「理解」ではなく「知ってもらおう」ことが大切です。

【事務局（梶原）】 連携の構築について、45 ページの「①障がい福祉サービスの充実」「エ 居宅介護、生活介護、計画相談支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上」に

「多職種間の連携を図ります」とあります。様々な福祉サービスを提供する事業所と連携を図る内容であるため、それに換えるのはいかがでしょうか。

【河野委員】 良くなるのであればどのような連携でも構いません。保健所やハローワーク、学校、時には警察や病院も連携するかと思いますが、会合を色々なところで開くのではなく、ひとつの場で横断的・全体的に連携することで福祉関係が全て発展するような関係づくりが出来ると良いと思っています。

【木全会長】 39 ページの重点目標「(1) 地域における生活支援の充実」の主な取り組みの「多機関の共同による包括的な支援体制の構築」についての充実ということですね。難しいのは、介護保険との関係で、65 歳問題や 8050 問題なども含め縦割りになっているところです。障がい児についても、引きこもりや非行・犯罪に結び付くこともあるので、その人に応じた集まりや支援をすべきです。

【事務局 (梶原)】 包括的な支援体制については、46 ページの「②地域生活支援事業の充実」「カ 包括的な相談支援体制の構築」に含まれています。高齢・生活困窮・児童の問題等、複合的な問題がある場合について市で体制を検討しているところです。

地区社協のサロン事業については、障がいのある方を含むところや、障がいの通所事業所等の協力を得ているところもあります。また、地区社協が行う地域の見守り事業は障がい者だけを対象としていません。高齢者・障がい者・子どもも含めて、変化は無いのか、自宅の電気は付いているか等の見守り活動をしており、地域のサロン事業等を通して活動に取り組んでいるところもあります。ただ、見守り活動をしているのは一般の方につき連携が難しいため、「知っておいてもらう」に留まるのが現状です。

保育園や相談支援が関わっていくことができないかのご意見について、本人の就学時に児童発達支援事業所や相談支援事業者が学校と話をする機会を設けているということは伺っています。市として取り組みが出来るかどうかは、このようなご意見があったことを担当課にお伝えいたします。

39 ページの重点目標「(3) 障がいに対する理解の促進」については、いただいたご意見を参考にして、表現方法を検討いたします。

【事務局 (加藤)】 46 ページの地域活動支援センターの土日の利用について、土日の利用に関しては定員に達している事業所がほとんどですが、事業所の新規開設や定員を増やすことは難しいと思われます。人員の確保が困難である等、様々な要因が考えられますので、市で現状把握のため調査を行います。

57 ページの「④感染症予防・対策の推進」における、介護者が感染症にかかり不在になったときの本人の対応についてはまだ詳細が決まっていません。在宅で生活できる方がいれば施設入所を要する方もいるので、本人の生活能力に応じて関係機関と連携しながらその都度考える必要があるとは感じています。受け入れ先について、神戸市でホテルを借り上げて確保している事例はありますが、春日井市単独では難しいので、近隣市町と共に県へ要望する予定です。

【河野委員】 「ヘルパーの利用なども」という言葉があったと思うのですが、家族が感染すると本人は濃厚接触者となります。ヘルパーは派遣できなくなりますが、そのような場合に福祉サービスは利用出来ないのですか。

【事務局 (清水)】 福祉サービスとしては、市内の障がい者支援施設や短期入所施設に依頼をかけます。見守りを要する在宅の方については、対応できるヘルパー事業所があ

れば感染防止対策をした上での派遣も選択肢のひとつになっていると思っています。
どこも対応できない場合、市の職員を派遣するのも可能性としてはあります。

【河野委員】 見知らぬ市職員が来ても本人がドアを開けないかもしれないので、やはりそういう時に安心して暮らせる場所を考えていただきたいです。

【渡邊委員】 障がい者の見守り活動を地区社協で行っている現状を伺いました。岡山県総社市では、人員確保のため福祉委員をつくったそうです。現状を踏まえながら、こうした方向に進める一歩をやっていただけるとありがたいです。

53 ページの「③教育環境の充実」について、就学前に各幼稚園・保育園から担当者が集まり情報交換を行い、話題になった子どもについて、コーディネーターが学校へその子の様子を見に行きます。また、学校では子どもの進学先を相談する体制を整えています。ただ、市全体としてどのような形でどのように取り組んでいくのか、もう少し具体的に書いていただきたいです。

【黒川委員】 56 ページの「①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減」「イ メンタルヘルス相談の実施」に「メンタルヘルス相談を実施します」とありますが、メンタルヘルスという言葉が浸透させるための具体的な活動を追加して欲しいです。精神障がい者の家族の悩みとして、周囲からの偏見に加えて親族等からの内なる偏見があり、外への発信が困難という特性があります。利用しやすくすることで本来の目標である予防・早期発見及び障がいの軽減につながれると嬉しいです。

一方で、電話相談や精神障がいの家族ピア、寄り添い、背中を押す支援が大きな効果を上げており、早期の治療・発見に繋がると聞いています。むつみ会では月1回「ふらっと」をやっていますが、足りないのではないのでしょうか。連合会に聞くと、人口30万人以上の近隣市においては少しずつ事業展開をしているようで、春日井市も週1回各5時間程度に設定してはどうかとのことでした。

【事務局（梶原）】 家族相談は県で実施しています。市としては、家族の方が電話相談や面談を行うということは現時点で考えておりません。「ふらっと」の反響や実績等によって、市としての取り組みが必要なのか、また、むつみ会での取り組みへの支援が必要なのかを検討させていただきます。

【黒川委員】 むつみ会での電話相談や窓口を周知徹底するのは大変時間がかかるので、令和3年度から、実績をみながらという項目の試行を展開するのはいかがでしょうか。電話相談を受ける人は、経験を効果的に生きた形にするための研修も受講しないとなかなか上手くいかないと思います。対応能力のある人材を育てていく必要がありますので、ご検討をお願いします。

【木全会長】 元々愛知県が実施していた知的障がい者の相談員や身体障がい者の相談員が数年前から市町村委託されましたが、相談支援の中に記載がありません。精神障がいについては特別な事情や歴史的な経過があって、含まれず今に至っているのでしょうか。

【事務局（梶原）】 精神障がいの経過は不明ですが、身体障がいも知的障がいも元々は当事者や保護者に相談の委託をしていました。年々実績が減少し知的障がいの相談員が無くなった後、身体障がい者についても、団体の解散に伴い無くなりました。

【木全会長】 その一方で、ピアの相談員設置を推進し、ケアカウンセラーを基幹相談支援センターに置いて、電話相談や当事者によるピアの相談会や研究会をしているところがいくつかあります。市は自立支援協議会や推進協議会でどのように関

わり、どのように支援できるかが大事だと思います。相談員を上手く活用できず消滅した実態が分かりましたが、当事者の相談や集まりは孤立防止のために非常に重要だと思います。メンタルヘルスの相談、精神の相談や他の相談支援体制の構築のところに少し、当事者家族等ピアの力をどのように支えていくかについて触れていただきたいです。相談員が消滅してしまった理由はそれなりにあると思いますが、実績も積んでいけば支えていく方向になると思います。

【黒川委員】 名古屋市は独自に展開し実績数が伸びており、岡崎市では身体・知的・精神の各障がい合同の相談を週5日当番制でやっていると聞きました。はじめの第一歩が孤立している状態なので、そのような気持ちを電話相談で解きほぐしていくことで、より豊かな市の施策の活用につなげられるのではと思います。

【木全会長】 名古屋の育成会では、役員が交代で電話相談をやっています。検討はしていかなければなりません。

【近藤委員】 53 ページの「④障がい福祉教育の充実」「イ 交流学习等の推進」における「差別感のわかぬように細心の配慮を持って」の追記について、交流の際は指導者の配慮が是非とも必要であると現場を見て感じていますので、何が何でも入れていただきたいです。交流児童は大変心細く交流に来ており、先生の態度や雰囲気が悪いと萎縮してその子らしさを発揮できないようで、本当に心を通い合わせられる温かみのある交流でないという意味がありません。

41 ページの「施策の体系」の基本的方向にある「自立」の表現について、とても強要する感じがするので、この文言はどこによく出ているのか教えていただきたいです。また、分野については基本的方向に内容があるので「推進」や「配慮」の文言は不要です。分野は端的に記載した方が良いと思います。

50 ページの「障がい児の支援」の現状と課題の1行目に「児童発達センターを中心とした地域の体制強化」とありますが、ページ下部に余白があるので、相談の流れを分かりやすくするために構成図を入れてはどうでしょうか。

【事務局（梶原）】 「差別感のわからないように配慮して行う」について、そのような配慮が必要なのは当然ですが、計画の取り組み内容に書くのは他項目との兼ね合いがあるので難しいです。再度ご意見があったことは学校教育課に申し伝えます。

「自立」について、強要する意図はありませんのでご理解ください。

児童発達支援センターの構成図について、ここだけ取り上げて構成図を書くのは難しいです。

【近藤委員】 「自立」については、受け手側の気持ちや受け取り方までを考慮していただきたいです。温かみのあるまちをつくらうと思ったら、余程細部まで配慮する気持ちを持って、当事者の気持ちを想像してその声を聞くことが大切です。

【木全会長】 計画に記載できることとできないことがあるため、考慮いただければと思います。また、施策推進協議会はあくまで計画をつくる場なので、交流教育やその在り方については自立支援協議会で考えるべきだと思います。自立支援協議会等で具体的な活動を行い、教育関係者や本人達の声を聞く場を積み上げた上で、施策として今回はここまで書ける、やれる、と記載することになります。

【伊藤委員】 特別支援学校の子どもの多くは小中学校との交流を楽しみにしています。小中学校側の事前指導をしっかりといただいておりますし、長年培ったノウハウもありとても円滑に交流が行われています。交流を経験した子どもが高校生ボランティアとして特別支援学校に来てくれたことがありますし、大学生に

なって「交流がきっかけで特別支援学校の先生を目指しており、お世話になった春日台で教育実習をやりたい」という嬉しい話もありました。

その一方で、近藤委員がおっしゃったような課題もあると思います。巡回相談などで春日台のコーディネーターが小中学校に伺っていますが、その際に通常の学級と特別支援学級間の交流の課題の話も聞こえてきます。障がいのあるお子さんが通常の学級で交流する際は細かい配慮が必要だと思しますので、我々も協力をさせていただきたいと感じています。

【渡邊委員】 各学校では学校経営案というものをつくっています。学校経営案の名簿には校長・教頭・教務・校務・学年主任・担任とあり、最後に特別支援学級の担任という序列になっています。できたら、校長・教頭・教務・校務の後に、特別支援学級担任を入れてほしいです。そうなれば、学校の核になって通常学級と特別支援学級、地域との連携がやりやすくなるのではと思います。簡単には難しいと思いますが、教育委員会への要望です。

前回、近藤委員が「この計画は分からない言葉が多すぎる」と発言されましたが、私共のスタッフも同様の意見でした。どうすべきか考えたところ、概要版には障がい福祉サービスについて事細かく書いてありましたので、何らかの形で計画の中にこれを載せれば良いのではと思いました。

15 ページ下部に「発達障がいのある人の数は？」とあり、厚生労働省が出している推計人数がありますが、春日井市の人数を出してはいかがでしょうか。

同行援護、行動援護、就労支援A型、就労支援B型について、欄外に説明があると読み進めていく上で分かりやすいのではと思います。PDCA も、最後まで読み進めやっとな説明が出てきます。「PDCA については 80 ページを参照」とするなど、一般の人が見て興味を持ったときに分かりやすい書き方にした方が良いのではないのでしょうか。

【事務局（梶原）】 言葉については、80 ページ以降の資料編に用語説明集を載せる予定です。

春日井市における発達障がいと診断された方の推計人数について、統計がないので数値を載せるのは難しいです。

【木全会長】 発達障がいの定義や、医師の診断基準のばらつきもあるので、文部科学省の調査も正確でないかもしれません。現実的には、発達障がいという診断で精神の手帳を取った人くらいしか正確な人数を把握できません。

【渡邊委員】 79 ページの「3 広報・啓発活動の推進」に「世界自閉症啓発デー（毎年 4 月 2 日）」を追記していただきたいです。私が学校に勤めていた時は教員に周知していたのですが、年度当初の春休み中なので、軽く聞き流され、ポスターはいつもお蔵入りしています。計画でも周知いただき、そこから少しずつ広まって行ければと思います。

【事務局（梶原）】 「世界自閉症啓発デー（毎年 4 月 2 日）」については、市でも広報や各学校に周知啓発していますので、この文言を加えさせていただきます。

【飯塚委員】 63 ページの結びの 4 行のところが、分かりにくいと感じましたので、検討をお願いします。

65 ページの「①障がい者雇用の促進」「ア 雇用や就労の推進」の取り組みの 4 つ目に「一般企業の受け皿拡大や充実を図ります」とありますが、ここはハローワークも協力し、一緒に障がい者の方の雇用の促進、理解の促進をやらせていただきますので、その一文を加えていただきたいです。

また、同じ項目の「イ 相談支援や情報提供の推進」の「障がい者就業・生活支援センター」について、「がい」ではなく「害」に修正をお願いします。

【事務局(梶原)】 障がい者就業・生活支援センターの表記については修正いたします。ハローワークとの連携については、ご意見を参考に文面を検討いたします。

【三輪委員】 感染症対策について、肢体不自由児の会では医療的ケア児もいるので、もし親が感染した場合、出来れば子どものことをわかっているところに預けられると良いと思います。

【石黒委員】 相談事業について、社会福祉協議会では市の委託事業として実施しています。地区社協では地域住民の方達に主体的に取り組んでいただいておりますが、どうしても高齢者の活動を中心に行う現状があります。しかし、障がいのある方が利用するサロンもあります。

ここで大切なのが、地区社協の方達に障がいを理解してもらうことだと思います。そして重点目標として「障がいに対する理解の促進」が挙げられており、それを担うのは受託者である基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターだと思っています。税金が財源の事業だからこそ地域づくりに力を入れなければならないと思いますので、今後も広報・啓発には力を入れていくと今一度確認をすることができました。

【市川委員】 計画の中には、施策に対する取り組みが沢山とあります。性質上馴染まないものは別として、具体的にできるものは要綱まで作成して、強気に推進するのはいかがでしょうか。計画倒れではないと示すことができると思います。

【山本委員】 様々な会議で新型コロナウイルス感染症の話題が出ますが、色々なことが新しく分かり状況が日々変わるため、計画に載せていくことは現時点で難しいと思っています。

相談事業について、相談する人が何を求めているのかが分かりづらい所があります。もっとピンポイントにやりたいという人もいるかもしれないので、その辺を踏まえて計画を立てていくことも必要であると感じました。

【伊藤委員】 18 ページ「特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒数の推移」について、1行目に「春日台特別支援学校では瀬戸つばき特別支援学校が開校したため減少しています」とありますが、2校を合わせた通学区域は従前と変わっておらず、令和元年から2校に分けているだけです。例えば、図表14「特別支援学校の児童・生徒数の推移」を見ると、令和元年度の2校の計は242名、令和2年度は237名で平成29年度や平成30年度より増えています。それを踏まえると、特別支援教育のニーズは高まり理解も深まっています。

また、子ども全体の数が減少する中で特別支援教育を受ける子どもは増加しています。図表15「特別支援学級(小学校、中学校)の児童・生徒数の推移」を見ると、令和元年度465名から令和2年度454名と減少していますが、全国的には特別支援学級の子どもは特別支援学校以上に伸び率が大きくなっています。この傾向はしばらく続く見込みなので、「減少」という言葉は誤解を招くのではないかと思います。

3行目に「春日井高等特別支援学校では年度によって児童・生徒数が増減しています」とありますが、春日井高等特別支援学校は定員制で通学区域は全県で、寄宿舎もあります。春日井市の生徒だけを数えた結果が増減しているということなので、こちらも「増減」と表現すると少し理解が違ってきます。

【木全会長】 少子化に対して障がい児は増えています。文部科学省もやっと支援学校の設置基準について言及し始めました。この点は丁寧な書きぶりをお願いします。

【田代委員】 近藤委員の「自立」に関するお話を聞いて、福祉の用語や制度は難しいと感じました。計画において具体的な落とし所を見つける議論が一番多いですが、具体的なものを全て落とし込んでしまうと、計画にどこまで載せるかの線引きが難しくなります。毎回地域自立支援協議会の中で、計画を基にどれくらい取り組みができるか、どう行われているかについて考えています。

さらに、それをどう伝えていくのかも大切です。計画のこの部分について今どのように市がやっているということのを落とし込み、市民の皆様には伝えなければなりません。そうでないと、いつまでもこのような議論が続くと思います。

また、時代が変わっていく中で、「重層的」「横断的」「包括的」といった言葉が各分野で大切になると思います。どの計画にも同じことが謳われると思います。そうすると、高齢者も障がい者も、子どもも困窮者も、春日井市内で生きているからこそ縦割りでは解決できないところまで来ています。その辺りについて、向こう3年でもっと具体的な取り組みを紹介できればと切実に感じました。

【木全会長】 委員の皆さまよりご意見をいただいたので、ここで一区切りをつけます。以上で全ての議題を終了します。それでは、事務局にお返しします。

【事務局(梶原)】 本日いただいた意見を踏まえ修正させていただいた中間案でパブリックコメントを実施します。なお、実施期間は11月18日から12月18日までの予定です。次回の開催は令和3年1月8日金曜日の午前10時からを予定しています。本日いただけなかったご意見がありましたら、10月23日金曜日までに障がい福祉課までお願いします。

【事務局(中山)】 本日は長時間に渡り審議をありがとうございました。委員の皆さまより貴重なご意見をいただきましたので、中間案に反映したものでパブリックコメントを実施します。来週までにいただいた意見の中でも修正に間に合わなかったものは引き続き検討をしながら、最終案に反映できるものはさせていただきます。これを持ちまして令和2年度第3回春日井市障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。

上記のとおり、令和2年度第3回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

令和3年1月25日

会 長 木全 和巳

副会長 田代 波広